従前地分筆による仮換地指定変更手続きの流れ

令和4年4月改正

施行者
（市）
（組合）

土地所有者
（代理人）

法務局

事前協議・プランの提示
（形状、面積等）
① 「仮換地分割に係る従前地地積算出願出」の提出
添付　希望形状の図面

※代理人の場合は委任状添付

※ 従前地1筆に対しての分割換地の場合で、仮換地指定通知に照応する地積が記載された、仮換地指定のとおり分割の場合は、事前協議のみで算出願出は不要

←
※10日前後

分筆面積の回答

（照応する従前地面積）

→

地積測量図の有無の確認

→

無	有

現況図（調整公図）と近傍地形地物の基準データを渡す

→

※ 法務局に既存の地積測量図がある場合は法務局と相談の上そちらの図を基に作図。

地積測量図を作成し提出

基準データの表示

※10日前後

←

地積測量図の確認後、

施行者印を押印して返却

（施行者でコピーを保管）

※ 登記簿地積と地積測量図に違いがある場合は、按分による地積と登記簿地積の記入

分筆登記申請

→
←

登記識別情報の交付

② 「分筆登記完了届出書」の提出
添付　土地登記簿全部事項証明（写）
又は登記申請書（写）及び分筆後の公図（写）
③ 「仮換地指定変更願」の提出

※10日前後

←

分筆前の仮換地指定の

取消及び

分筆後の仮換地指定通知

→

仮換地指定取消通知
及び
仮換地指定通知の受領

【手続き完了】

※10日前後

↓

境界杭の打設
施行者の指定した業者が打設いたします。

（打設費用は土地所有者負担）

※所有権が変わった場合は、
「権利変動届出書」の提出が必要

※概算の作業期間

結城市役所　区画整理課